

三鷹市立図書館の基本的運営方針

2025(令和7)年3月
三鷹市教育委員会

はじめに

「三鷹市立図書館の基本的運営方針」は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）に定められた、公立図書館の事業の実施等に関する「基本的な運営の方針」にあたります。

三鷹市では、2017（平成29）年に策定した最初の「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の時代から、めざす図書館像として「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」を掲げて図書館サービスを実施してきました。

また、毎年市民の皆さまにアンケートを実施してご意見をいただきながら事業の点検・評価を行い、図書館サービスの向上を図ってきたところです。

2024（令和6）年度に策定する「三鷹市立図書館の基本的運営方針」も、めざすべき図書館像や事業の四つの柱を継承し、市民の皆さまからいただいたアンケートをもとに、きめ細かい情報提供など、現在の図書館事業に不足しているところを強化しています。

これからも、市民の皆さまに役立つ身近な図書館として、図書館事業のブラッシュアップを図り、皆さまの読書環境の整備を図っていきます。

2025（令和7）年3月

三鷹市教育委員会

目次

第1章	基本的運営方針の策定にあたって	1
第1	基本的運営方針の趣旨	1
第2	基本的運営方針の位置づけ	1
第3	基本的運営方針の期間	1
第4	基本的運営方針策定の背景	1
1	国の動向	1
2	三鷹市のこれまでの取組	2
第2章	三鷹市の図書館に関する現状と課題	3
第1	これまでの点検・評価の結果	3
1	数値目標に関する点検・評価	3
2	図書館活動に対する点検・評価	3
3	利用者アンケート	3
4	利用者アンケートの分析結果	3
第2	三鷹市立図書館の課題	4
第3	第5次三鷹市基本計画（三鷹市立図書館関連）	5
第3章	三鷹市立図書館の基本的運営方針	6
第1	基本的運営方針の体系	6
1	めざす図書館像	6
2	基本理念	6
3	4つの柱	6
第2	4つの柱に係る事業	9
1	「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館	9
2	すべての人に読書の楽しみを広げる図書館	10
3	市民とともに歩み、交流する図書館	11
4	市民の期待に応える図書館	11
第3	指標による点検・評価	12
1	数値目標	12
2	図書館活動に対する評価	12

第1章 基本的運営方針の策定にあたって

第1 基本的運営方針の趣旨

「三鷹市立図書館の基本的運営方針」（以下「基本的運営方針」という。）は、「第5次三鷹市基本計画」（以下「基本計画」という。）の「第8部 心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち『第2 図書館』」で示す施策の推進にあたり、三鷹市図書館協議会の検討を踏まえ、図書館の果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にし、基本計画の着実な進展を図るため、策定するものです。

第2 基本的運営方針の位置づけ

基本的運営方針は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)」に基づき策定する基本的な運営の方針に位置づけ、同基準に示されている管理運営、図書館資料、図書館サービス及び職員について、基本計画を踏まえ、網羅的に策定する個別計画とします。

第3 基本的運営方針の期間

基本的運営方針は、基本計画を踏まえて策定することから、基本計画に合わせ、計画年次を2024（令和6）年度から2027(令和9)年度までとします。

第4 基本的運営方針策定の背景

1 国の動向

教育基本法(平成18年法律第120号)の改正により生涯学習の理念が明示されたことなどを踏まえ、社会教育に関する規定を整備する必要があることから、2008(平成20)年6月に図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)が改正され、法第3条 図書館奉仕に「家庭教育の向上に資すること」「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」が追加されました。また、法第7条の2は「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表する」とし、2012(平成24)年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行され、公立図書館は運営の評価、運営の改善及び運営状況の公表が努力義務とされました。

そのほか図書館サービスに影響を及ぼすものとして、2013(平成25)年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、2019（令和元）年には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が施行され、図書館においても障がい者への不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮、障がい者サービスの拡充が求められています。また一方で武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)で定められた避難施設としての指定や、改正された気候変動適応法(平成

30年法律第50号)に基づく指定暑熱避難施設への指定など、法に定められた目的とは異なる公共施設としての「図書館」に対する要請も高まっています。

2 三鷹市のこれまでの取組

三鷹市は、1964(昭和39)年に三鷹図書館(以下「本館」という。)を開館し、その後、移動図書館車の巡回や分館建設により図書館サービスの拠点整備を進めてきました。

市民との協働による子どもの読書活動の推進や、企画展、「三鷹文学散歩」の発行、近隣市区との相互貸出などサービスの充実に努めました。2005(平成17)年には最初の『みたか子ども読書プラン』を策定し、以降、多様な取組による子どもの読書活動を推進してきました。

2017(平成29)年には当時の「第4次三鷹市基本計画(第1次改定)」の実現を図るため最初の「基本的運営方針」を策定しました。

その後の取組として、東部・西部図書館では改修時に滞在型の図書館としての整備を行い、学習席を新設して滞在場所を増やしました。本館では、照明のLED化を進めて利用環境の整備を図るとともに、長期休業期間中の子どもたちの居場所として本館会議室を開放する「ティーンズまなびの場開放事業」を開始しました。2024(令和6)年度からは月曜祝日開館の本格実施により利用機会の拡大を図っています。

移動図書館車のステーションの見直しや本の配達サービスの導入、2021(令和3)年の「みたか電子書籍サービス」の開始により、図書館利用が困難な方に対するアウトリーチサービスにも力を入れてきました。あわせて、電子書籍サービスの利用講座や本の探し方講座を実施するなど、図書館利用を支援する取組も進めています。

2020(令和2)年度からは図書館の魅力発信のため、図書館オリジナルグッズの作成を行っています。また、三鷹市在住の児童文学作家である神沢利子氏の生誕100年を記念した展示会や絵本作家の石倉ヒロユキ氏の原画展、図書館フェスタなどを開催し、図書館の魅力を伝える場としています。

また、情報発信の新たな手法としてX(旧Twitter)も導入しました。

そのほか、職員のスキル向上のための「やさしい日本語」などの研修の実施や読書活動を支える人財の育成のため、読み聞かせ入門講座なども実施しています。

三鷹市立図書館の基本的運営方針の改定等

2017(平成29)年	策定	第4次三鷹市基本計画(第1次改定)時に策定
2018(平成30)年	-	利用者アンケート開始
2020(令和2)年	改定	第4次三鷹市基本計画(第2次改定)に合わせて改定
2024(令和6)年	策定	第5次三鷹市基本計画の策定に合わせて再策定

第2章 三鷹市の図書館に関する現状と課題

第1 これまでの点検・評価の結果

図書館では、基本的運営方針を策定した2017（平成29）年度から、課題や取組の方向性を明確にし、めざす図書館像の実現を図るため、毎年図書館事業の点検・評価を行っています。点検・評価にあたっては「数値目標」及び「図書館活動」をそれぞれ確認しています。

1 数値目標に関する点検・評価

指標	2017(H29)	2023(R5)	目標値	増△減	達成率(%)
利用者数(人)	895,508	832,651	950,000	△117,349	87.65
資料数(点)	915,459	1,003,341	975,000	28,341	102.91
貸出点数(点)	1,666,672	1,863,587	1,750,000	113,587	106.49
予約点数(点)	297,697	417,941	307,000	110,941	136.14
有効登録者数(人)	43,798	42,426	48,000	△5,574	88.39

※ 指標に対する実績には、井の頭CC図書室、みたか電子書籍サービスの実績を含む(みたか電子書籍サービスは2020(令和2)年度末開始。「利用者数」にはみたか電子書籍サービスの実績を含まない。。「資料数」には雑誌・新聞は含まない。

※ 有効登録者：当該年度末登録者のうち、2年前の4月1日以降貸出実績のある登録者

2 図書館活動に対する点検・評価

「『知る』『調べる』『学ぶ』を支える図書館」「すべての人に読書の楽しみを広げる図書館」「市民とともに歩み、交流する図書館」「市民の期待に応える図書館」のそれぞれの柱に基づいて実施した単年度ごとの事業の実施状況を確認しました。

3 利用者アンケート

三鷹市立図書館の基本的運営方針に基づく点検・評価の実施にあたり、利用者の評価を知るための手段として、図書館では2018(平成30)年から2019(令和元)年を除いて毎年利用者アンケートを実施してきました。図書館における基本的なサービスなどについて回答者の満足度を測るものです。

4 利用者アンケートの分析結果

利用者アンケートの結果は、満足(4点)、おおむね満足(3点)、やや不満(2点)、不満(1点)として点数化しています。3点以上であれば満足している、未満であれば満足していないということになります。

結果、「施設・設備、案内表示や掲示の分かりやすさ」、「貸出冊数・貸出期間」、「開館日数・開館時間」、「図書館システムの使いやすさ」、「図書館における職員の接遇」についてはおおむね満足していることがわかりました。一方で、「図書館の座席数」、「図書館からの情報提供」、「一般向けの資料」、「雑誌の種類・数」についてはやや不満という結果となりました。また、「障がい者サービス」や、「子ども向けのイベント」などの対象者が限定されるサービスについてはおおむね満足していることが伺えますが、その一方で回答に「わからない」と答えた回答者の割合が多いことも特徴です。「大人向けのイベント」や「外国語資料」「電子書籍の種類・数」

などは「わからない」という回答も半数を超えています。これらについてはサービス内容の課題に加え、回答者の属性の影響を受けている可能性はありながらも、利用者におけるサービスの認知度が低いことを明らかにしています。

項目	満足度（点）		「わからない」と回答した割合（％）	
案内表示や掲示の分かりやすさ	3.13		8.4	
座席数	2.66	※	11.2	
貸出冊数・貸出期間	3.28		3.7	
開館日数・開館時間	3.08		2.6	
障がい者サービス	3.18		68.9	※
図書館システムの使いやすさ	3.12		7.3	
図書館からのお知らせ	2.98	※	41.0	
職員対応	3.33		7.8	
大人向けのイベント	2.87	※	54.8	※
子ども向けのイベント	3.15		68.9	※
一般向け資料	2.87	※	7.3	
中学・高校生向け資料	3.03		70.8	※
児童向け資料	3.13		56.4	※
ユニバーサル図書	3.02		85.1	※
外国語資料	2.60	※	79.1	※
参考資料・地域資料・行政資料	2.96	※	59.8	※
雑誌の種類・数	2.79	※	26.1	
CDの種類・数	3.15		72.3	※
電子書籍の種類・数	1.88	※	53.1	※

※満足度は期間内平均「『わからない』と回答した割合」は2023(令和5)年度の回答実績から算出

※満足度の「※」は満足度の、「『わからない』と回答した割合」の「※」は認知度の低い項目

第2 三鷹市立図書館の課題

利用者アンケートの分析結果から、図書館利用者は現在の図書館のサービスについておおむね満足しているという結果がわかりました。図書館利用者向けのアンケートであることを踏まえて、図書館を現在利用していない市民（図書館の潜在利用者¹）にとっても魅力的な図書館をめざし、事業の改善が必要です。

課題として挙げられるのは、利用者の認知度が低いサービスがあることです。図書館からの情報発信についても利用者アンケートの満足度が低いいため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するなど、対象者に適切な手段を検討してきめ細かい情報発信を実施する必要があります。

¹ 潜在利用者：図書館のサービス対象者でありながら図書館を利用しない人々（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「図書館情報学用語辞典」第5版）。2023(令和5)年度末の三鷹市人口に占める割合は約77.70％（（三鷹市人口-有効登録者数）/三鷹市人口×100で算出）

また、数値目標に対する実績から、図書館の利用者が減少していることは明らかです。図書館の潜在利用者に図書館サービスが届くよう、図書館の魅力を発信することが必要です。

第3 第5次三鷹市基本計画（三鷹市立図書館関連）

基本計画では、図書館の役割を「図書館サービスそのもの」と、「居場所としての機能」として位置づけました。そのうえで、図書館サービスの充実のため、資料の充実と職員のレファレンス力等の向上、情報発信の強化、地域での読書活動の推進のためコミュニティ・センター等との連携や移動図書館の活用を図ること等に取り組みます。居場所としての図書館機能の拡充に向けて、「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づく空調設備等の改修を実施するとともに図書館システムを更新します。また、三鷹駅前地区や国立天文台周辺のまちづくりなどの市全体のまちづくりの中で、施設の複合化や学校図書館の地域開放等、これからの図書館のあり方を含めて検討を行うこととしています。

居心地の良い施設の確保とサービスの向上を図るとともに、情報発信を充実することで、図書館の潜在利用者を含むすべての市民に図書館の魅力を伝え、利用者の増につなげていきます。

主要事業の達成度を測る指標（KPI²）

指標	計画策定時の状況	目標値<2027(令和9)年度>
図書館の利用者数（人）	845,367	848,000
有効登録者数（人）	42,635	45,000

² KPI：重要業績評価指標(Key Performance Indicator)。第5次三鷹市基本計画では「主要事業の達成度を測る指標」とし、毎年度抽出できる客観的な統計データ等をもとに設定することとしている。来館者と資料貸出者のそれぞれの人数である「図書館の利用者数」「有効登録者数」をKPIに設定することで、効果的に達成度を測ることができる。

第3章 三鷹市立図書館の基本的運営方針

第1 基本的運営方針の体系

1 めざす図書館像

人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館

2 基本理念

三鷹市立図書館は、市民の自主的な学習を支援し、市民の生活の中にある課題を解決する地域の情報拠点、次世代を担う子どもたちをはじめとするすべての市民の豊かな読書活動の拠点として、図書館活動を推進します。また、「人と本」「人と情報」「人と人」をつなぎ、市民に役立ち、市民に寄り添う図書館活動により、人と人が交流するまちづくりにつなげていきます。

3 4つの柱

(1) 「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館

図書館は市民が人生の中でそれぞれ必要とする情報に出会い、それを活用することを支援する施設であり、市民の「知る」「調べる」「学ぶ」を支える拠点として、これらの機能の充実を図ります。

図書館サービスの基盤となる図書館利用環境の整備を推進します。また、市民の要望や社会の要請に応じるため、地域の情報拠点として各種情報資源の収集に努めるとともに、市民の「学び」を支援し、知的探求及び課題解決に協力できる環境を整えます。

(2) すべての人に読書の楽しみを広げる図書館

図書館の潜在利用者を含むすべての市民が、読書に親しめるよう活動を進めていきます。

様々な読書活動推進事業を実施するとともに、みたか電子書籍サービスや障がい者サービスなどの充実を図ることにより、すべての市民に読書機会を提供します。また、子どもの読書環境の整備と自主的な読書活動の支援のため『みたか子ども読書プラン 2027』を推進します。

(3) 市民とともに歩み、交流する図書館

図書館サポーターやボランティア団体などとの協働により、市民と一緒に図書館活動の活性化や読書活動を推進します。

図書館サポーター³などの育成や活動の支援を図ります。地域ニーズに応える読書活動とともに、図書館サポーターなどとの協働による新たな交流の場を提供することにより、「人と人」が交流するまちづくりにつなげます。

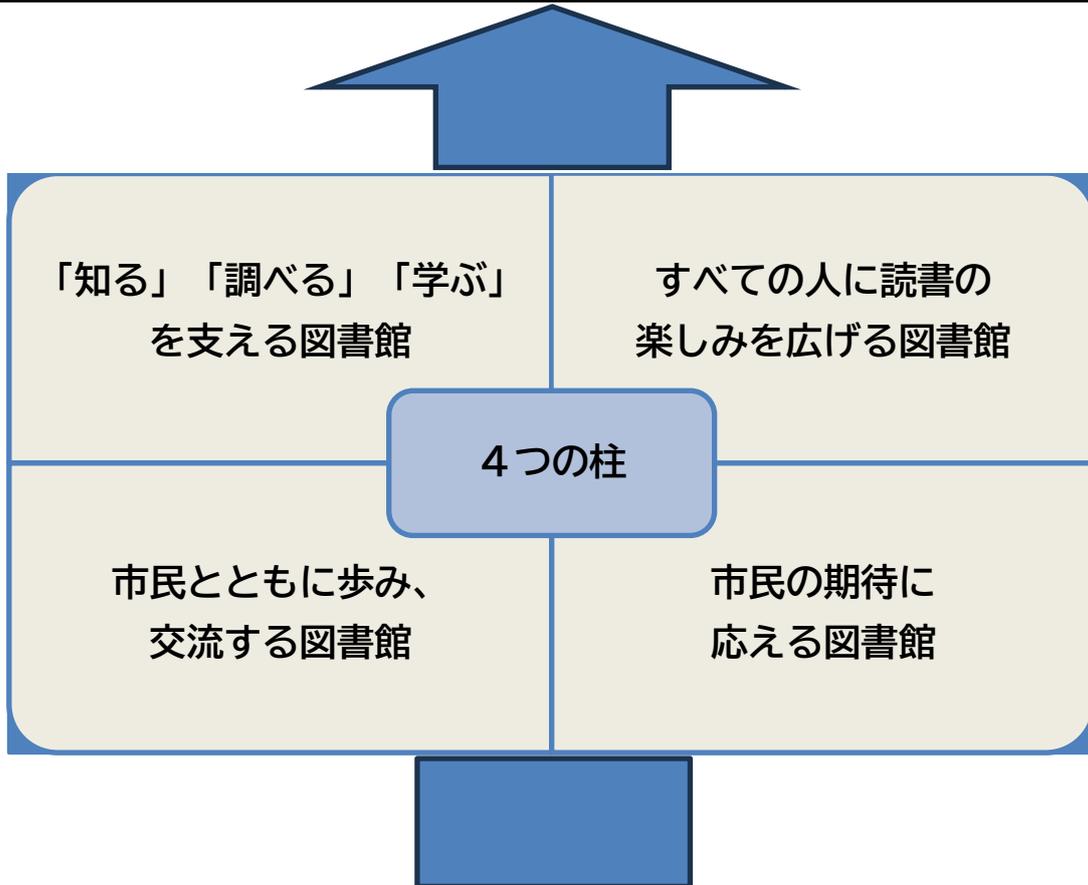
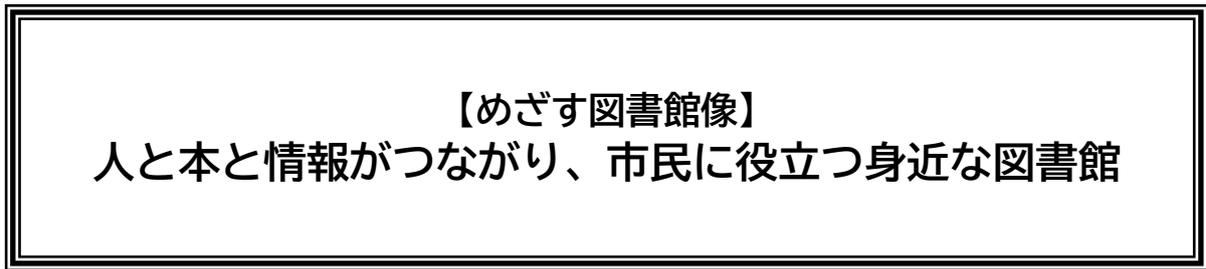
³ 図書館サポーター：図書館で活動する市民で、その活動をしていく中で地域に本を通じた楽しみを広げることを目的としている（「三鷹市立三鷹図書館サポーター規約」より）

(4) 市民の期待に応える図書館

市民の期待に応えるため、様々な図書館サービスを展開します。様々な知識に通じた人財を確保するとともに、図書館の事業の結果を検証し、改善につなげる必要があります。

計画的・継続的な人財育成により職員の専門性向上に努め、知識・経験を蓄積、継承するとともに、多様なニーズに応える図書館サービスの推進体制を整備します。また、図書館の活動に関する情報発信を強化し、事業の点検・評価により検証及び改善に取り組み、市民の期待に応える図書館サービスを提供します。

【体系図】



【基本理念】

三鷹市立図書館は、市民の自主的な学習を支援し、市民の生活の中にある課題を解決する地域の情報拠点、次世代を担う子どもたちをはじめとするすべての市民の豊かな読書活動の拠点として、図書館活動を推進します。また、「人と本」「人と情報」「人と人」をつなぎ、市民に役立ち、市民に寄り添う図書館活動により、人と人が交流するまちづくりにつなげていきます。

第2 4つの柱に係る事業

1 「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館

三鷹市立図書館は、市民の「知る」「調べる」「学ぶ」を支える拠点として、図書館サービスの基盤となる居心地の良い図書館利用環境の整備を推進します。また、市民の要望や社会の要請に応じるため、地域の情報拠点として各種情報資源の収集に努めるとともに、市民の知的探求及び課題解決を支援します。

(1) 資料の充実

市民の知的活動の基盤となる図書館資料については、電子書籍を含む様々な分野の資料について、「三鷹市立図書館資料収集方針」等に基づき充実を図っていきます。特にアンケートにおける満足度の低い一般向け資料⁴、外国語資料等については選書の方法も含めて改善を図るとともに、障がい者関係の資料については単なる資料の収集に努めるだけでなく、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、アクセシブルな資料の収集に努めます。辞書・辞典、年鑑、白書などの参考資料⁵や地誌、行政資料などの地域資料⁶等については市民の活動を支援するレファレンスサービス⁷の実施に不可欠なため、引き続き充実を図っていきます。

(2) 利用環境の整備

図書館システムの更新により、システムの利便性を高め利用者満足度の向上を図るなど、デジタル技術を活用して、市民が図書館を活用しやすくなるように環境整備を進めます。

また、市民の図書館利用機会を最大限確保するため、引き続き開館日や開館時間の延長に向けた検討を進めます。開館日については、月曜祝日開館の成果を検証し、開館時間については、2022(令和4)年度、2023(令和5)年度に東部図書館、西部図書館、南部図書館みんなみで実施した試行実施やアンケート等を踏まえ、長期的に費用と効果、実施手法について検討を行っていきます。

三鷹駅前地区や国立天文台周辺のまちづくりなどの市全体のまちづくりの中で、施設の複合化や学校図書館の地域開放等を含めた将来を見据えた図書館のあり方、図書館ネットワークの再構築について検討します。

(3) 施設の整備

市民が図書館を安全・安心かつ快適に利用できるよう、老朽化した施設・設備の維持・補修に努めます。「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づいて、老朽化した三

⁴ 一般向け資料：一般コレクションのことを指す。一般コレクションとは「図書館コレクションのうち、特定主題のコレクションや個人文庫や貴重書などの特殊コレクション、あるいは特定の利用者層を想定した資料群を除いた、そのコレクションの大多数を占める部分」（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「図書館情報学用語辞典」第5版）

⁵ 参考資料：レファレンスブックのことを指す。レファレンスブックとは「対象とする分野の関係情報を記事として多数の項目にまとめ、それらを音順や体系順で排列することによって、特定の項目を容易に調べられるようにした図書」参考図書ともいう（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「図書館情報学用語辞典」第5版）

⁶ 地域資料：郷土資料。図書館資料の種類の一つで、図書館の所在する地域や自治体に関する資料（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「図書館情報学用語辞典」第5版）

⁷ レファレンスサービス：何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること、およびそれにかかわる諸業務（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「図書館情報学用語辞典」第5版）

鷹図書館の空調・防災設備等の改修を行うとともに、将来の大規模改修に向けて、図書館機能・図書館サービスの再検討を行います。

2 すべての人に読書の楽しみを広げる図書館

三鷹市立図書館は、図書館の潜在利用者を含む乳幼児から高齢者まですべての年齢層の市民、また、様々な理由によって図書館及び図書館サービスの利用が困難な方など、どなたに対しても読書に親しんでいただけるよう、読書活動推進事業の実施を図り、対象者にとって適切な手段を選択し、必要な情報提供を行って多様な読書機会を提供します。

(1) 図書館の潜在利用者に対する働きかけ

図書館の潜在利用者に対して、図書館フェスタ・みんなみフェスタ、三鷹にゆかりのある文学者の企画展、幅広い分野からテーマを採用した展示などを開催するとともに、SNS等を活用したきめ細かい情報発信を行うことで図書館の活動に興味を持ち、市民が読書の楽しみに触れる機会を広げていきます。

また、関係部署との連携による共催展示を行うなど、図書館の潜在利用者への働きかけとなるような魅力ある事業となるよう工夫するとともに、情報発信に努めます。

(2) アウトリーチサービスの実施

図書館への来館が困難な市民に対するサービスとして、移動図書館「ひまわり号」の運行や「みたか電子書籍サービス」の資料の拡充、配達サービスについてのSNS等対象者にとって適切な手段を検討してきめ細かい情報提供を行うなど、アウトリーチサービス⁸についての認知度の向上を図ります。

井の頭コミュニティ・センター図書室との連携を継続し、図書館のない地域の市民に対して図書館サービスを提供します。またその他のコミュニティ・センターや市内の文化施設との連携についても検討していきます。

移動図書館「ひまわり号」については、市民ニーズや利用実績などを検証し、必要に応じて見直しを行います。また、安全・安心なサービス提供が継続できるよう維持方法についても検討します。

(3) 障がい者サービスの充実

読書バリアフリー法の趣旨に則って図書館サービス利用者に対して必要な配慮を行い、障がい者サービスの更なる充実に向けて検討を行います。

(4) 「みたか子ども読書プラン2027⁹」の推進

「みたか子ども読書プラン2027」を推進し、0歳から18歳までの市民が読書の楽しさと出会う機会を広げていきます。

⁸ アウトリーチサービス：施設入所者、低所得者、非識字者、民族的少数者など、これまで図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「図書館情報学用語辞典」第5版）

⁹ みたか子ども読書プラン2027：子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定する三鷹市における子ども読書活動推進計画

3 市民とともに歩み、交流する図書館

市民と協働して、おはなし会、図書館フェスタ・みんなみフェスタなどの開催や市民参加型事業を実施することで、市民に図書館を身近に感じてもらうとともに、地域で活動するボランティア団体などを支援・協働して、地域のニーズに応える活動を推進します。

(1) 図書館サポーター、ボランティアの育成・支援

図書館活動の活性化を図るため、図書館サポーターなどの育成や活動の支援を行うとともに、三鷹駅前図書館についても、図書館サポーターの導入を検討します。また、施設面積に限られる中での滞在交流型の図書館としてのあり方を検討します。

(2) 市民団体等との連携・支援

地域ニーズに応える読書活動を推進するとともに、図書館サポーターなどとの協働による新たな交流の場を提供することにより、「人と人」が交流するまちづくりにつなげます。

図書館で活動する図書館サポーターの育成と活動の推進や、障がい者サービスで視覚に障がいのある方に対するサービスを担うボランティアの育成及び活動の支援のため、ボランティア向け講座などを開催して技術の向上と新たな参加者の育成を行い、活動機会の確保を行います。

また、図書館利用率の低い年齢層への働きかけとして、主にティーンズ世代を対象とした「みたかとしょかん図書部！」の活動の充実・支援を行っていきます。月に1回の活動日のほか、おはなし会や図書館フェスタなどへの参加など、活動機会の拡充を図っていきます。その他、市民団体との連携と活動の支援を行い、市民との協働と交流による事業の推進を図っていきます。

4 市民の期待に応える図書館

計画的・継続的な人財育成により職員の専門性向上に努め、知識・経験を蓄積、継承するとともに、多様なニーズに応える図書館サービスの推進体制を整備、きめ細かな情報発信と事業の点検・評価を実施し、より良い図書館サービスの提供につなげます。

(1) 職員の人財育成

人財の育成のため、職場内研修や外部の実務研修等を活用するとともに、継続して司書資格を持つ職員の増を図ります。併せてOJTの推進、業務マニュアルの再整備や事務の見直しを行うことで、知識・経験の蓄積・継承を進めます。

(2) 情報発信

図書館の活動に関する情報発信を強化し、広く図書館の潜在利用者を含む市民に図書館に関する情報を提供するため、SNSをはじめとした多様なツールを活用します。また、きめ細かな情報発信のため、年間・各事業の広報計画を見直し、周知の期間・方法等を改善し、必要な市民に必要な情報が送達できるように努めます。長期的には個別事業毎に目標値を設定し、その都度事業の内容や広報計画の見直しができるように検討します。

(3) 事業の点検・評価

事業の点検・評価により検証及び改善に取り組み、市民の期待に応える図書館サービスを提供します。図書館活動の満足度向上をめざすため、図書館サービスや実施する事業、図書館の管理運営に関する事業実績の自己評価を実施し、三鷹市立図書館協議会の評価を受け、その結果を公表します。点検・評価にあたっては、アンケートを実施して利用者意見を収集しその満足度を測るとともに、その内容を含めて検討して図書館サービスの改善につなげるよう努めていきます。

また、今後は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検及び評価と一体的に実施することから、対象事業の選定や評価方法を見直し、より分かりやすい形に改善します。より多くのご意見をいただくため、利用者アンケートをより多く回収する工夫をするとともに、利用者アンケートにおける利用者の意見に対する図書館の対応についても公表方法の検討を行います。

第3 指標による点検・評価

法第7条の3に基づき、図書館はめざす図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向けて、具体的な数値目標及び図書館活動に対する点検・評価を行います。また、その評価結果を公表することより、図書館サービスの向上を図ります。

1 数値目標

基本計画に KPI が設定されたことに伴い、基本的運営方針における数値目標についても同一の指標を採用することとします。また、年度ごとに目標値を設定し、年度単位の事業の総括にあたって活用し、次年度のサービス向上の目標とします。

指標	計画策定時	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)
図書館の利用者数(人)	845,367	845,500	846,000	847,000	848,000
有効登録者数(人)	42,635	42,800	43,200	44,000	45,000

※計画策定時：2022(令和4)年度実績

2 図書館活動に対する評価

4つの柱に基づいて実施した事業に対して、評価を行います。

三鷹市立図書館の基本的運営方針
2025(令和7)年3月

発行 三鷹市教育委員会
作成 三鷹市教育委員会教育部三鷹市立図書館
住所:三鷹市上連雀八丁目3番3号
電話:0422(43)9151

再生紙を使用しています。